

第3次 上天草市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編) (案)

平成29年4月

上天草市

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景及び趣旨 2
- 2 計画の期間及び基準年度 2
- 3 計画の対象範囲 3
- 4 計画の対象物質 3

第2章 第2次上天草市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の達成状況

- 1 前計画の概要 3
- 2 前計画における温室効果ガスの排出量の推移と目標達成状況 . . 4

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の温室効果ガス排出量 5
- 2 削減目標 6

第4章 温室効果ガス排出削減のための取組

- 1 取組方針 6～7
- 2 具体的な取組内容 8～15

第5章 計画の推進・点検・評価・公表

- 1 推進方法 16
- 2 点検体制 16
- 3 進捗状況の公表 16
- 別表 対象施設一覧 17

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景及び趣旨

地球温暖化問題は、地球規模の気候変動をもたらす問題として、近年大きく取り上げられています。地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素などの温室効果ガスであるが、その排出抑制に地球規模で取組んでいかなければ、熱波や豪雨などの異常気象、海水面の上昇、食糧生産の低下、伝染病の流行、野生生物の大量絶滅など、自然環境・生活環境に重大な影響が及ぶと指摘されています。

地球温暖化に対する国際的な取組として気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、わが国は、1997年（平成9年）に開かれたCOP3地球温暖化防止京都会議の結果を受け「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）」が制定されました。

2015年（平成27年）COP21フランス・パリ会議は、2020年以降の温室効果ガス排出量削減に関する国際枠組みを決める極めて重要な会議で、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

このような国際的な動きを受けて、平成28年5月13日地球温暖化対策推進法第8条「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

本市においても、平成19年3月に地球温暖化対策推進法に基づき、事務・事業から発生する温室効果ガスの排出抑制のための指針となる「上天草市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市立学校等を除く11施設の温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。さらに、平成24年3月には第2次上天草市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）を策定し、環境保全に向けた行動を率先して実行してきましたが、計画期間が平成28年度で終了したことに伴い、引き続き行政が率先して積極的かつ継続的に地球温暖化対策を推進していくため、地球温暖化対策推進法第21条の第1項の規定に基づき第3次上天草市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市の事務及び事業により排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、より一層取り組みを強化します。

2 計画の期間及び基準年度

計画の期間は、2017年度（平成29年度）から2020年度（平成32年度）までの4年間とし、温室効果ガス排出量の基準年度を平成28年度とします。

なお、期間については、「政府実行計画」及び「上天草市環境基本計画」「上天草市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を取っています。

3 計画の対象範囲

本市が行うすべての事務・事業（市立学校等を含む）とします。ただし、委託等により実施される事務・事業（指定管理者制度導入施設を含む）については、計画の対象外とし、この場合、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

4 計画の対象物質

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の7物質とします。

第2章 第2次上天草市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の達成状況

1 前計画の概要

【計画概要】

平成24年度から平成28年度までの5年間

【基準年度】

平成22年度

【対象範囲】

本市が行うすべての事務・事業（市立学校等を含む）。ただし、委託等により実施される事務・事業（指定管理者制度導入施設を含む）については、計画の対象外とし、この場合、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

【削減目標】

温室効果ガス排出量を基準年度比5%削減

【分野別の目標】

分 野	目 標（基準年度比）
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none">・電気使用量の10%削減・ガソリン・軽油使用量の10%削減・その他の燃料使用量の5%削減
省資源・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">・水使用量の削減・コピー用紙使用量の削減・廃棄物の発生抑制
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none">・環境配慮製品の優先的な購入及び使用

【取組状況の把握方法】

上天草市役所の庁舎及び出先機関で行うすべての事務事業を対象としていることから、毎年度、上天草市地球温暖化対策実行計画推進員を各所属から選出し電気使用量等の取組実施状況の点検結果を照会し、二酸化炭素排出量を集計しました。

2 前計画における温室効果ガスの排出量の推移と目標達成状況

温室効果ガスの排出量は基準年度（平成22年度）と比較して平成23年に発生した東日本大震災の影響による火力発電での発電量の増加に伴い、温室効果ガス算定に使用する排出係数が高くなったため、平成24、25、26年度の温室効果ガス排出量は増加しました。平成27、28年度については、川内原子力発電所1、2号機の年間を通じた安定運転に加え、販売電力量の減少や再生可能エネルギーによる発電量の増加もあり、基準年度と比較して平成28年度は3%の減少となりました。基準年度における排出係数に置き換えて計算した場合、本市の温室効果ガス排出量は3,575,481.1kg-CO₂となり、基準年度と比較しておよそ16%の削減となります。

表1 温室効果ガス排出量の推移 (kg-CO₂)

年度	温室効果ガス総排出量	基準年度比
平成22年度（基準年度）	4,238,983	
平成24年度	5,086,789	20%増加
平成25年度	5,393,771	27%増加
平成26年度	4,914,759	16%増加
平成27年度	4,217,212	1%削減
平成28年度	4,132,615	3%削減

エネルギー使用量及び資源使用量推移は、基準年度より全体的に減少してきましたが、平成28年度は、熊本地震の影響による避難所開設等などで使用量等が前年度より増加したと考えられます。

表2 エネルギー使用量及び資源使用量推移

		H22年度 基準年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 算定年度	増減率 基準年度比
エ ネ ル ギ ー	電気 (kwh)	7,777,027	7,394,604	7,346,399	6,805,643	6,731,405	7,239,318	-6.9%
	重油 (L)	252,680	215,740	112,600	102,650	95,330	95,510	-62.2%
	灯油 (L)	26,118	50,497.30	48,982	45,346	42,692	95,510	265.7%
	LPガス (kg)	75,816	80,758	76,591	34,142	66,315	67,546	-10.9%
	ガソリン (L)	98,366	89,917	81,995	88,030	85,043	87,154	-11.4%
	軽油 (L)	9,690	11,567	10,978	12,388	6,792	5,850	-39.6%
資 源	水道水 (m ³)	151,618	137,810	139,082	129,322	114,961	118,084	-22.1%
	井戸水 (m ³)	4,043	4,230	4,230	1,116	1,100	1,100	-72.8%
	紙 (枚)	9,745,823	4,795,151	4,247,045	3,291,792	3,499,631	3,396,588	-65.1%

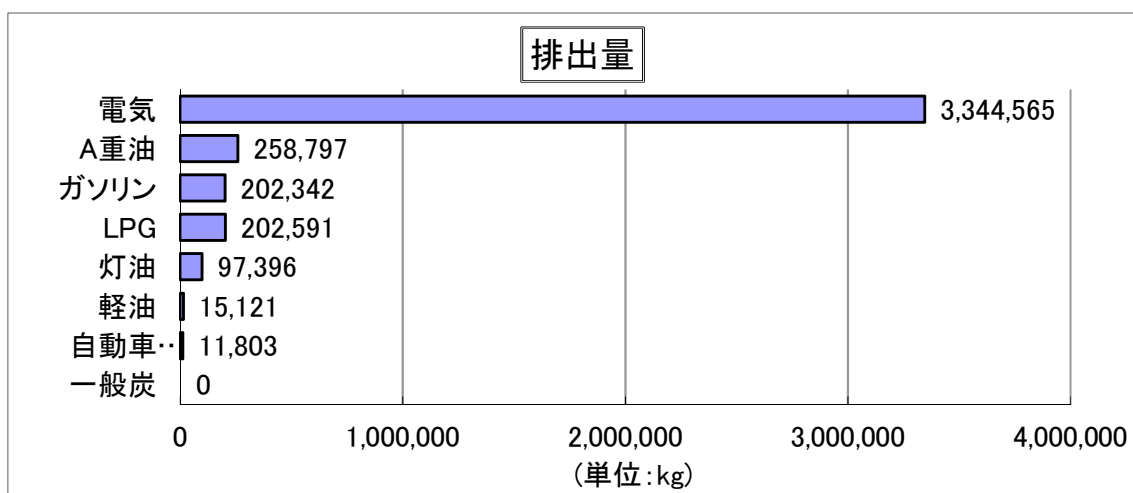
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

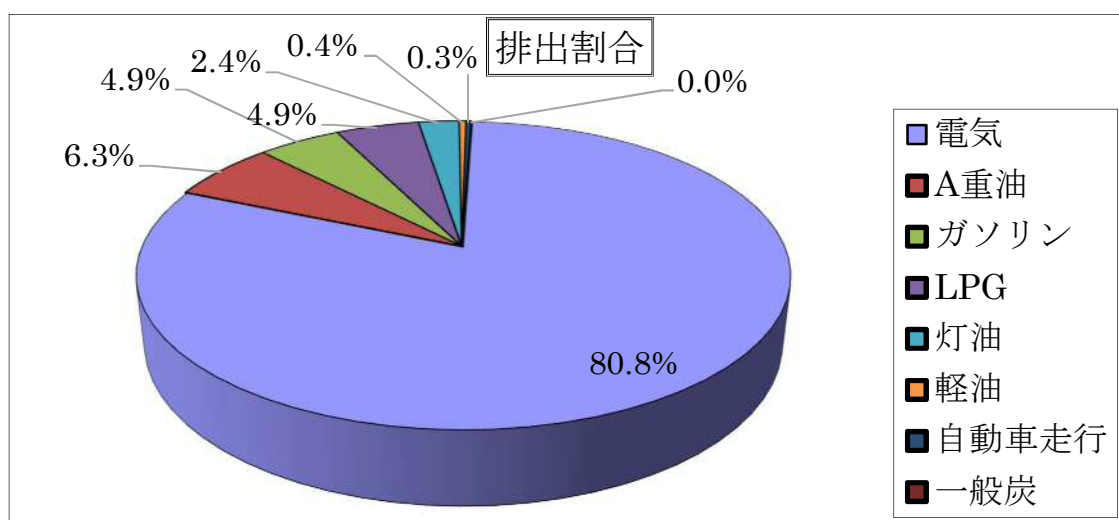
基準年度（平成28年度）において、本市の事務・事業（市立学校等含む）から排出された温室効果ガス総排出量は4,132,615kg-CO₂です。

排出要因別にみると、電気の使用に伴う排出が全体の80.8%を占め、次いでA重油6.3%、ガソリン4.9%、LPG4.9%、灯油2.4%、軽油0.4%、自動車走行0.3%である。

【基準年度(平成28年度)の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）】



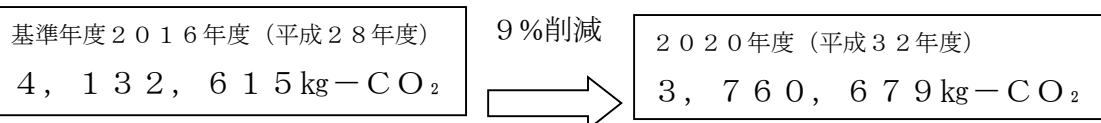
【基準年度(平成28年度)の温室効果ガス排出割合（二酸化炭素換算後）】



2 削減目標

本市の事務・事業（市立学校等を含む）から発生する温室効果ガス総排出量の第3次計画の削減目標を次のとおり設定します。

温室効果ガス総排出量を2020年度（平成32年度）までに
基準年度2016年度（平成28年度）比で9%削減します。



※本市の削減目標は、国の基準及び上天草市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合させることとします。

政府実行計画⇒2030年度に2013年度（平成25年度）比で約40%
⇒中間目標として2020年度までに10%

上天草市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

⇒2020年度に2012年度（平成24年度）比25.7%

第4章 温室効果ガス排出削減のための取組

1 取組方針

上天草市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減にあたっては、これまでの取組を継続し日々の業務の中で職員一人ひとりが意識を持って全庁的に取組むものとします。

また、家庭での実践や地域への広がりにも貢献するよう努めるものとします。

(1) 主な取組内容

		①全職員共通の取組	②施設管理等での取組
省エネルギーの徹底	電気使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のこまめな消灯 ・OA 機器等のこまめな節減 ・エレベーターの利用自粛 ・冷暖房の効率的な使用 ・クールビズ等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・改修等の計画の際の取組 ・使用量の把握 ・空調設備の適切な管理 ・照明機器の管理及び省エネ機器への転換
	重油・灯油・ガス使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の効率的な使用 ・給湯施設の適切な使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等の見直し及び適切な管理 ・緑化の促進
	ガソリン・軽油使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ等の実施 ・運行の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理の徹底 ・低公害車等の導入
省資源の徹底	水使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な使用の禁止 ・効率的な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・改修等の計画の際の取組 ・節水の取組
	コピー用紙使用の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メディアの活用 ・会議資料等の減量化 ・印刷方法の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機の管理等
	廃棄物の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・減量化 ・再利用 ・資源化・リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・減量化・再利用・資源化・リサイクル ・バイオマスの利活用 ・廃棄物発生量・資源化量の把握
グリーン購入の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等の合理的な購入
③公共事業における環境配慮の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した計画及び工法による公共工事の実施 ・再生資材使用の促進 			
④事業部門等及び施設管理の委託における環境配慮の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・水道局、病院、研究機関、教育機関等における専門機器の使用等の際は、環境に配慮した取組を図ります。 ・施設の管理委託の際は、環境に配慮した施設管理及び実行計画策定などを要請します。 			

(2) 自主的かつ積極的な取組の徹底

① 全庁を挙げた取組の推進

取組の推進に当たっては、計画・実施・点検・見直しをPDCAサイクルで運用するように努めます。また、取組内容や実績等を踏まえ、さらなる自主的な取組を推進するため、職員から省エネルギー・省資源等に関する意見や提案を募集し、取組の促進及び徹底を図ります。

② 職員の実践行動意識の醸成

取組の推進を図るため、本計画の周知や張り紙等の掲示などにより職員の意識啓発に努め、必要に応じて会議及び研修会を開催します。

(3) 家庭や地域での環境保全行動の実践

職員のマイカー使用の自粛、ノーマイカー通勤デーへの参加をはじめとした家庭での省エネルギー・省資源の取組の実践、環境保全のためのボランティア活動への参加などにより、地域への取組の広がり貢献するように努めます。また、各所属長は、職員が環境保全の取組を実践しやすい職場の環境づくりに努めます。

2 具体的な取組内容

省エネルギー、省資源グリーン購入の徹底を全職員が共通して、施設管理等において取組ます。また、公共事業、事業部門等においても、それぞれに応じた環境配慮に取組むものとします。

(1) 全職員共通の取組

① 省エネルギーの徹底

ア 電気使用の節減

(照明のこまめな消灯)

- ・必要のない照明はこまめに消灯する。
- ・勤務時間外（昼休みなど）は照明を消灯する。（必要なエリアのみ点灯）
- ・会議室、倉庫、トイレなどは使用時のみ点灯する。

(OA 機器等のこまめな節減)

- ・パソコン、プリンタ、コピー機などのOA機器は、省エネモード等に設定する。
- ・長時間にわたって離席するときや勤務時間外（昼休みなど）は、使用しないOA機器の電源をオフにする。

(エレベーターの利用自粛)

- ・エレベーターの使用は控え、階段を利用する。

(冷暖房の効率的使用)

- ・冷暖房の温度を適正温度に設定する。(基準：冷房28℃、暖房20℃)
- ・冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンなどを活用する。
- ・庁舎外で会議等を開催する場合には、会議室等の適正な温度設定と省エネ室温に対応した服装での出席を事前に通知する。

(クールビズ等の実施)

- ・省エネ室温に対応した能率的な服装(クールビズ、ウォームビズ)を実施する。

イ 重油・灯油・ガス使用の節減

(冷暖房の効率的使用)

- ・冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンなどを活用する。
- ・庁舎外で会議等を開催する場合には、会議室等の適正な温度設定と省エネ室温に対応した服装での出席を事前に通知する。

(給湯施設の適切な使用)

- ・元栓を適正に管理する。
- ・給湯・調理設備使用は、炎をこまめに調整する。

ウ ガソリン・軽油使用の節減

(エコドライブ等の実施)

- ・急発進、急加速は避け、加減速の少ない定速走行をする。
- ・カーエアコンの効率的な利用を実施する。
- ・アイドリング・ストップを実施する。
- ・タイヤの空気圧の調整など定期的な点検・整備を実施する。
- ・不要な荷物は積載しない。
- ・低燃費車や低排出ガス車を優先的、計画的に使用する。

(運行の効率化)

- ・合理的な走行ルートを選択により、効率的な運行を実施する。
- ・相乗り等により、効率的に公用車を利用する。

② 省資源の徹底

ア 水使用の節減

(不必要な使用の禁止)

- ・食器洗浄時などは、水を出しっぱなしにしないなど、日常的な節水を励行する。
- ・マイ水筒などを携帯する。

(効率的な利用)

- ・洗車時は、バケツを使用するなど洗車方法の改善や回数を削減する。
- ・植木等への散水は、効率的、計画的に実施する。

イ コピー用紙等使用の節減

(電子メディアの活用)

- ・パソコン、タブレット、グループウェア等の活用によりペーパーレス化に努める。
- ・電子メールを有効利用する。

(会議資料等の減量化)

- ・簡潔明瞭な文書・資料を作成し、ページ数や部数を必要最小限とする。
- ・事前に配布した資料は、原則、再配布しない。

(印刷方法の工夫)

- ・両面コピー、両面印刷、・片面使用済用紙の裏紙使用を徹底する。
- ・コピーミスが減らす。
- ・縮小印刷 (A3→A4、2 アップなど) を活用する。

(紙製品使用の節減)

- ・ FAX の送付状は省略し、送受信者名等は本文余白を利用する。
- ・ 会議開催時の使用配布の際など、未使用の封筒は原則として配布しない。
- ・ 使用済封筒、不用紙、ファイル、付箋紙等は、再利用する。
- ・ 使用済カレンダーやポスター等は、メモ用紙や名刺などに使用する。

ウ 廃棄物の抑制

(減量化)

- ・ 不必要な資料、チラシ等の受取りを自粛する。
- ・ 個人用ごみ箱を削減する。
- ・ 適切な在庫管理・調整により、物品を計画的に購入する。
- ・ 使い捨て商品の購入及び使用を自粛する。
- ・ 物品等は、長期にわたって使用する。
- ・ 私用のごみは持ち込まず、発生した際は持ち帰る。

(再利用)

- ・ ファイル等は、繰り返し利用する。
- ・ 事務機器や用品等の故障、不具合の際には、原則、修繕して再使用する。

(資源化・リサイクル)

- ・ 不用紙、空き缶、びん、ペットボトルなどの資源物の適正な分別を徹底する。
- ・ イベント等を行う場合には、会場内にリサイクルボックスを設置する。

③ グリーン購入の徹底

(環境物品等の使用)

- ・ 事務用品等は、省エネ製品及び詰め替え可能製品などの環境配慮物品（エコマーク付き製品等）を優先的に購入し、使用する。

(2) 施設管理等での取組

① 省エネルギーの徹底

ア 電気使用及び重油・灯油・ガス使用の節減

(建築・改修等の計画の際の取組)

- ・太陽光発電等自然エネルギーを利用した設備の導入に努める。
- ・省資源・省エネルギー型の電気・機械設備の導入に努める。
- ・照明は、LED 照明や省エネ型の蛍光灯などを採用し、個々に点消灯できる装置の設置に努める。
- ・断熱性の高い材料の採用及び構造の整備に努める。
- ・敷地及びその周辺の緑化、屋上緑化及び壁面緑化に努める。

(使用量の把握)

- ・個別メータの設置などにより、正確な使用量の把握及び管理に努める。

(空調設備の適切な管理)

- ・冷暖房の温度を適正温度に設定する。(基準：冷房 28℃、暖房 20℃)
- ・冷暖房は、運転基準や運転時間を厳守し、勤務時間外は自粛する。
- ・燃料転換が可能な場合は、環境負荷の少ない燃料に転換する。
- ・空調機器やボイラー等は、定期的な点検・整備及び適正な運転管理を行う。

(照明機器の管理及び省エネ機器への転換)

- ・勤務時間外(昼休みなど)は照明を消灯する。(必要なエリアのみ点灯)
- ・LED 照明や省エネ型の蛍光灯などを採用し、個々に点消灯できる装置の設置に努める。
- ・照明器具の清掃や蛍光灯の適正な時期での交換を実施する。
- ・支障のない限り、廊下、窓側、ロビー等の減灯と点灯時間を短縮する。

(備品等の見直し及び適切な管理)

- ・テレビ、冷蔵庫、電気ポット等の利用実態の調査と適正配置に努める。
- ・OA 機器や自動販売機等の省エネ型への変更及び台数の削減と適正配置に努める。

(緑化の促進)

- ・敷地及びその周辺の緑化、屋上緑化及び壁面緑化に努める。
- ・敷地内の緑地の適正な維持管理に努める。

イ ガソリン・軽油使用の節減

(運行管理の徹底)

- ・ 走行距離、燃料使用量などの実態把握と改善に努める。
- ・ 公用車の集中管理等により、効率的に使用する。

(低公害車等の導入)

- ・ 公用車の購入時には、ハイブリッドカー及び電気自動車などの低公害車や低燃費車を導入する。

② 省資源の徹底

ア 水使用の節減

(建設・改修等の計画の際の取組)

- ・ 節水設備（感知式洗浄弁、自動水洗等）を導入する。

(節水の取組み)

- ・ 節水コマなどの節水機器を導入する。
- ・ 漏水等の定期的な点検を実施する。
- ・ 調整弁やフラッシュバルブを活用し、適切な水圧及び水量の調整に努める。
- ・ 正確な水使用量の把握及び設備の管理に努める。

イ コピー用紙使用の節減

(コピー機の管理等)

- ・ コピー機やプリンター等の集中管理を徹底し、台数の見直しに努める。
- ・ 用紙使用量の把握及び管理に努める。

ウ 廃棄物の抑制

(減量化・再利用・資源化・リサイクル)

- ・ 適切な在庫管理・調整により、物品を計画的に購入する。
- ・ 事務機器や用品等の故障、不具合の際には、原則、修繕して再使用する。

- ・ 不用紙、空き缶、びん、ペットボトルなどの資源物の適正な分別を徹底する。
- ・ イベント等を行う場合には、会場内にリサイクルボックスを設置する。

(バイオマスの利活用)

- ・ 食べ残しなどの生ごみは、可能な限り堆肥化する。
- ・ 樹木の剪定枝や刈草等は、可能な限り資源化に努める。

(廃棄物発生量・資源化量の把握)

- ・ 廃棄物の発生量や資源化量の把握及び管理に努める。
- ・ 廃棄物の分別・保管施設の設置及び管理に努める。

③ グリーン購入の徹底

(環境物品等の合理的な購入)

- ・ 購入量の抑制を踏まえた合理的な環境配慮物品を購入する。
- ・ OA 機器等のリース更新の際は、省エネ型製品を導入する。
- ・ 公用車の購入時には、ハイブリッドカー及び電気自動車などの低公害車や低燃費車を導入する。

(3) 公共事業における環境配慮の推進

- ・ 環境に配慮した計画及び工法による公共工事を実施する。
- ・ 再生資材等の使用を促進する。

(4) 事業部門等及び施設管理の委託における環境配慮の推進

① 事業部門等における取組

- ・ 太陽光発電等自然エネルギーを利用した設備の導入に努める。
- ・ 専門機器等は、省エネルギー型製品などの環境への負荷の少ない機器を導入する。
- ・ 照明は、LED 照明や省エネ型の蛍光灯などの採用に努める。
- ・ エネルギー管理体制を整備・確立する。

- ・施設利用者への省エネ・省資源への協力を要請する。
- ・給食の適正量の調理または発注などによる廃棄物の減量化に努める。
- ・敷地及びその周辺の緑化、その適切な維持管理に努める。
- ・医療機関は、医療廃棄物の処理手順を明確にし、業者には適正処理を依頼する。
- ・医療機関は、笑気ガスの適正利用・管理に努める。
- ・教育機関は、環境教育の推進に努め、自主的な環境保全活動を実施する。
- ・教育機関は、環境団体等が実施する環境保全活動に積極的に参加する。

② 施設管理の委託における取組

- ・施設管理委託者は、受託者に対して、施設の実状に応じた地球温暖化対策の取組と実行計画を定めるよう要請し、その取組結果の報告を求める。

(5) 家庭や地域での環境保全行動の実践等

(マイカー等の自粛)

- ・マイカー使用の自粛やノーマイカー通勤デーに積極的に参加する。
- ・イベントや会議等を開催する場合、参加者や来庁者等に対しては、相乗り等での参加や駐車場等でのアイドリング・ストップを要請する。
- ・移動手段として、自転車の活用を図る
- ・バス等の公共交通機関での来場を推奨する。

(家庭や地域での取組)

- ・家庭内での省エネルギー・省資源の取組を実践する。
- ・環境保全のためのボランティア活動に積極的に参加する。

第5章 計画の推進・点検・評価・公表

1 推進方法

推進体制及び進行管理は、「上天草市環境基本計画」第6章計画の推進と管理に準ずる。

(1) 事務局

生活環境課環境衛生係を事務局とし、計画の策定、見直し及び推進・点検を行い、計画の総合的な進行管理を行う。

(2) 推進員

毎年度、各所属から1名を選出して推進員とし、計画の推進・点検及び進捗状況の把握をし、事務局とともに計画の推進を図る。また、推進員は事務局にエネルギー使用量を報告する。

2 点検体制

事務局は、推進員からエネルギー使用量の報告を受け、年に1回点検評価を行う。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、直近年度の温室効果ガス排出量については、毎年1回ホームページで公表する。

別表 対象施設一覧

部局等	施設名
総務企画部	大矢野庁舎（書庫棟含む）
経済振興部	上東広崎排水機場、広崎排水機場、荒木浜排水機場、荒木浜第2排水機場、今泉排水機場、今津排水機場、阿村排水機場、米山排水機場、合津排水機場、西新田排水機場、後山排水機場、小屋河内漁港、下貫漁港、漁業者体育センター、大道漁村広場、牟田漁港公園、農林水産物加工品開発研究センター、天草四郎ミュージアム、江樋戸港待合所、東風留待合所、海遊公園
建設部	道路外灯等、合津終末処理場、汚水マンホールポンプ場（33件）、カントリーパーク花海好、市営住宅街路灯（9件）、コミュニティプラント（10件）
市民生活部	維和出張所、湯島出張所、松島庁舎、阿村出張所、教良木河内出張所、姫戸地域振興センター、龍ヶ岳地域振興センター、樋島出張所、大道出張所、上天草市立斎場
健康福祉部	湯島診療所、子ども未来館、大道保育園、教良木保育園、樋島保育園
教育部	登立小学校、上小学校、中北小学校、中南小学校、維和小学校、湯島小学校、阿村小学校（ナイター含む）、今津小学校、教良木小学校、姫戸小学校（ナイター含む）、龍ヶ岳小学校、大矢野中学校、維和中学校、湯島中学校、阿村中学校、松島中学校、姫戸中学校、龍ヶ岳中学校（ナイター含む）、農村婦人の家、維和公民館、上公民館、中公民館、湯島談合会館、ふれあい広場体育館、山村広場健康増進施設、山村広場グラウンド、姫戸体育館、姫戸運動広場、龍ヶ岳体育館、龍ヶ岳グラウンド、旧樋島小学校グラウンド、旧大道中学校グラウンド、上北体育館、樋合体育館、大道体育館、樋島体育館、牟田体育館
水道局	大潟ポンプ場、倉江浄水場、新倉江浄水場、下貫浄水場、阿村浄水場、湯島浄水場、中継ポンプ他 44 か所
病院	上天草総合病院、介護老人保健施設きららの里、上天草看護専門学校、教良木診療所